

創業支援資金のご案内

創業者を対象に通常の資金に比べて有利な条件となっています

【融資対象者】

創業関連保証対応

次のいずれかに該当する方

- (1) 事業を開始した個人、又は、会社を設立した個人で6月を経過していない方
- (2) 1月以内に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内に新たに会社を設立しようとする方
- (3) 本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて6月以内に事業を開始しようとする方

一般保証対応

創業関連保証の要件に該当せず、次のいずれかに該当する方

- (1) 市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が6月未満の方)
- (2) 市内での事業経験がなく、市外で新規に事業を開始してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方(移転後6月未満の方を含む)

【融資条件】

- ◇融資限度額 2,000万円(うち運転資金は1,400万円)
- ◇融資期間 運転7年以内(1年据置含) 設備10年以内(1年6月据置含 但し創業関連保証は1年)
- ◇融資利率 年1.7% ~ 2.3% ※利率は変動する場合があります。
- ◇保証料率 創業関連保証:年1.0% 一般保証:年0.45% ~ 1.9% ※市補助前
- ◇保証料補助 3分の2(但し、下記該当者は上乘せあり)

保証料補助

4分の3

対象セミナー等の修了者又は女性・若者(30歳未満)・シニア(55歳以上)

対象セミナー等(証明書の発行要件を満たすもの)

- ・創業スキル養成講座
- ・SOHOインキュベーションマネージャーによる個別支援
- ・創業塾
- ・経営指導員、専門家等によるハンズオン支援
- ・街なかリノベーション実践セミナー
- ・リノベーションスクール など

保証料補助

5分の4

対象セミナー等を修了した女性・若者・シニア

◇連帯保証人 信用保証協会の定めるところによる

◇取扱金融機関 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

★ 上記取扱金融機関へ直接お申し込みください。



ご案内

新規開業支援利子補給金 ~創業支援資金利用者への補助制度~

市内で新規開業する中小企業者の負担軽減を図るため、融資にかかる支払利子相当額を補助します。

- ◇対象者 市融資制度の創業支援資金を利用した事業者
- ◇補助額 当初12か月以内の支払利子相当額(上限30万円)
- ◇手続き等
 - ① 創業支援資金の融資実行
 - ② 融資実行後12か月以内に支払った利子について、金融機関から利子支払証明を受けてください。
 - ③ 証明書とその他申請書類を、産業支援課金融係へ提出してください。
 - ④ 審査の上、指定の口座に補給金が振り込まれます。

※利子補給金の対象者には、融資実行後に市から申請書類等のご案内をいたします。

【お問い合わせ】

鹿児島市産業支援課金融係 〒892-8677 山下町11-1 みなと大通り別館5階

TEL:216-1324 FAX:216-1303

鹿児島市 融資

検索



(資金一覧)